

第12回報告書案作成委員会確認事項

1 第11回作成委員会の確認について

- ・「市民間の自治を“市民自治”と捉えない。」という表現は、「市民間の自治だけを“市民自治”と捉えるわけではない。」ことであることが確認された。
その他の第11回の検討内容について確認された。

2 報告書素案について

【「報告書素案」の体系(資料2)について】

- ・新たに挿入した部分について確認された。
新たに挿入した部分：
 - 1市民の(1)市民の権利の中の「行政サービスを享受する権利」
 - 1市民の「(2)事業者の責務」
 - 2参加による自治の営みの「(2)審議会等への参加」
- ・体系の大まかな枠組みについて確認され、詳細については、報告書素案を検討した後、再度確認することになった。

【「報告書素案」について】 *学識者委員の意見を聞くことに重点をおいて議論が進められた。*

以下は、主な修正点等のみを記載した。

総則的部分について

- ・「2 前文」：現在の案文のまま次回検討委員会(7月16日)に提案し、検討委員からの意見を踏まえた上で竹井委員が案文を修正し、次々回作成委員会(7月19日)で再検討する。
- ・「3 目的」：趣旨は前文で表現されているため、報告書には記載しない。
- ・「5 定義」：「事業者」と「まちづくり」を削除する。
- ・「7 自治の基本原則」：「市民に不利益を生じさせない」という趣旨の記述は、参加の原則だけでなく、協働の原則においても記載する。

自治の主体 それぞれの役割と責任について

- ・「1-(1)市民の権利」：「市民提案権」を復活させ、「参加する権利」の次に規定する。
- ・「1-(2)市民の責務」：の規定については、次回検討委員会で議論してもらう。
- ・「1-(3)事業者の責務」：表題を「事業者の社会的責任」とする。
- ・「1-(4)コミュニティ」：の規定にある「必要に応じて」は判断する主体が不明確であるため、表現を再検討する。
- ・「3-(1)市長その他の執行機関」：(市長などの宣誓)の規定について、宣誓する者の範囲をどのように規定するかについて、再検討する(オンブズマンや公文書公開審査会委員等については、附属機関の委員という位置づけであっても、宣誓義務を設ける必要があるのではないかという意見を受けて)。
- ・「3-(2)行政運営」：ウの規定にある「公共的な課題を自ら解決しようとする」と「かつ自立的」という部分を削除する。
詳細については、事務局で修文作業を行うことが確認された。
- ・「3-(6)苦情、不服、侵害に対する措置」：この規定は「-2 参加による自治の営み」で規定することも考えられるため再検討する。
- ・「4 区」：(区役所の役割と責務)のの規定にある「市民活動」という表現を再検討する。
また、(区に関する市長の責務)とともに「議員の責務」を設けるべきかについても、区民会議の構成主体等を踏まえながら再検討する。
詳細については、事務局で修文作業を行うことが確認された。

自治拡充推進のための制度等について

- ・「3 協働による自治の営み」：協働しなくても公共を担うことは可能ではないかという視点から表現を再検討する。